

さらなる行財政運営の効率化を

18年度決算を認定



家庭教育学級「父子で楽しむ料理教室」

今号は、平成19年第2回臨時会（11月16日）および第4回定例会（12月3日から20日まで）の主な内容をお知らせします。

第2回臨時会では、議員提出議案1件（意見書案、市長提出議案2件を審議しました。また、急施事件として市長報告が行われました。

第4回定例会では、決算特別委員会（10月3・4・5日）で審査された平成18年度一般会計および国民健康保険・老人保健・介護保険・下水道事業・受託水道事業の5特別会計の歳入歳出決算を審議し、それぞれ認定しました。そのほか市長提出議案10件、議員提出議案10件（意見書案8件含む）、請願5件、陳情27件を審議しました（結果は、4面をご覧ください）。

一般会計
賛成多数で認定

18年度一般会計および5特別会計歳入歳出決算は、11名の委員による決算特別委員会を設置し、沢田孝康委員長（公明党、原紀子副委員長（日本共産党）の下で、10月3日・4日・5日の3日間にわたり慎重に審査が行われました。

審査は、会派代表による総括質疑、予算科目別の質疑（款別審査）の後、採決したところ、全議案を認定すべきものと決しました。

12月3日の本会議では、各会派の意見表明の後、採決したところ、委員会同様の採決結果となりました。結果は4面をご覧ください。

◆総括質疑から

――18年度決算の評価は、

答弁 決算剰余金を生むことができたことが成果である。この要因は市税徴収をはじめ歳入確保努力、国民健康保険特別会計繰出金の減などと考えている。本決算は、15年度に行った財政危機宣言の解除の結果として出せたことだと考えている。

――市税の収納率向上のための対策は、

答弁 19年度はシルバー人材センターへの電話催告委託を昨年度の3名体制から1名増員し充実を図るなど、

【臨時会・定例会の概要】

第2回臨時会（11月16日）

平成18年第4回定例会において、議員からの同業務報告書の資料要求に対し、報告書が提出されたが、その報告書の一部を省略し提出されていた問題が取り上げられた。

副市長から「すべてを提出することで議会が混乱する恐れがあると判断し、その一部省略を指示した」と報告。その判断に誤りがあったことを陳謝した。

これに先立ち、市長は市議会・市民に対して謝罪をし「責任の所在は別途、明確にしたい」と答弁。

質疑の中で業務委託をした業者から納品された市

南沢地区地区計画策定業務報告書に関する市長報告

りまとめをしている。制度面では、市民の意見や家庭ごみ有料化のアンケート調査結果などを整理し、対象品目等の制度設計をしたい。

◆款別審査から

――市役所の休日開庁の考えは、

答弁 現段階での実施は困難な状況にある。それにかわる措置として期間限定での休日開庁等を実施。今後どのような形で市民サービスの向上を目指していくかは行政課題の一つであり努力したい。

――生活保護の適正な運営を図る就労支援状況は、

答弁 自立支援の促進を図るため、平成18年7月に就労支援員を配置し、同年度末までの実績は対象者22人中、就労者13人で、3人が自立した。19年度は9月までに対象者13人のうち10人が就労。自立についてその推移を見守っている。

――都市計画道路東3・

が説明していた電子データ（CD-R）が納品されていないことが判明した。

市は、この契約に関し委託業者と平成18年2月に契約解除し、その際に一部業務を除き終了していたことから当初契約の約60万円のうち、報告書、地元説明会の資料、CD-Rなどを含む約50万円を支払っている。

議員からは、「納品されていないものを支払ったことは不適切だ」とし、議会は紛糾した。

なお、都市計画マスタープランの一部改定は11月29日開催予定の市都市計画審議会です承を求める方針であったが、今回は諮らないことを明らかにした。

4・20号線整備の考えは、

答弁 重要性あるいは新座市境等の緊急性は十分認識している。20年度に向け事業化の準備をしていく。

――南町運動広場オーブンの利用方法は、

答弁 対象は小学生の野球、サッカー。成人のゲートボール、グラウンドゴルフ、ソフトボール。利用開始時間は原則午前9時から。

「後期高齢者医療制度の実施延期・再検討を求める意見書」を賛成多数で可決

第2回臨時会（平成19年11月16日）に議員から提出された意見書は、原案のとおり賛成多数で可決されたので、国および関係行政庁等に送付しました。

【意見書の要旨事項】

○後期高齢者医療制度については、4月実施を延期し、再検討すること。

○70歳から74歳の高齢者の医療費窓口負担について、現行1割から2割負担への引き上げを行わないこと。

《送付先等詳細は事務局にお問い合わせください》

児童保育運営費徴収条例の一部を改正

「東久留米市児童保育運営費徴収条例の一部を改正する条例」は、12月13日の厚生委員会審査され、12月20日の本会議において賛成多数で可決されました。

本案は、19年度から財源移譲により、所得税および地方税の税率が大きく変更されたことに伴い、20年度の保育料の決定に大きく影響を受け、18年度および19年度の保育料総額を大きく下回る見込みであることから、保育料月額基準表の階

【委員会での質疑から】

――20年度、市の保育料見直しを行わない場合には3千600万円、市の収入が減ると見込んでいるが定率減税の影響が、19年度、20年度と見込まれている。19年度800万円ほど市税が増えるがそのマイナスになるとい

書の提出（12月18日）があったことが報告された。監査委員の意見として、契約解除時期の妥当性では「事務の進行管理および事務管理の徹底を図るとともに再発防止策を強く求める」業務既済部分の支払い方法の妥当性では「地方自治法に逸脱。市会計事務規則・契約事務規則に照らしても違反している」支払額の妥当性では「完成品がないにもかかわらず、納品されたかのように代金を支払っていることは不適正であった」

などまとめられている。

市長からは、監査報告を真摯に受け止め、庁内に「不適正な事務執行に係る再発防止検討委員会」を設置し検討する。関係職員については「市職員懲戒分限審査委員会」の答申に基づき対応。市長、副市長の責任は、これらの結論・答申を待って責任を明らかにする。また、何らかの形で公表を考えている。再発防止と信頼回復に全力で取り組むことなどが報告された。

今号の内容案内

一般質問……………	2・3面
平成19年度補正予算……………	4面
市組織条例を全部改正……………	4面
提出議案と結果……………	4面
意見書・請願・陳情など……………	4面